

議第 70 号

下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

人事院規則の一部改正に準じ、非常勤職員（会計年度任用職員等）の育児休業の取得要件等を緩和、柔軟化するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

下呂市職員の育児休業等に関する条例（平成16年下呂市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子に</u></p>

改正後	改正前
<p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日</u> <u>(以下「1歳到達日」という。)</u> (当該 <u>子について当該非常勤職員が第2条の</u> <u>3第2号に掲げる場合に該当してする</u> <u>育児休業の期間の末日とされた日が当</u> <u>該子の1歳到達日後である場合にあつ</u> <u>ては、当該末日とされた日。以下(ア)</u> <u>において同じ。)</u> <u>において育児休業をし</u> <u>ている非常勤職員であつて、同条第3号</u> <u>に掲げる場合に該当して当該子の1歳</u> <u>到達日の翌日を育児休業の期間の初日</u> <u>とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(イ) <u>その任期の末日を育児休業の期間</u> <u>の末日とする育児休業をしている場合</u> <u>であつて、当該任期を更新され、又は当</u> <u>該任期の満了後引き続き特定職に採</u> <u>用されることに伴い、当該育児休業に係</u> <u>る子について、当該更新前の任期の末日</u> <u>の翌日又は当該採用の日を育児休業の</u> <u>期間の初日とする育児休業をしよう</u> <u>とするもの</u></p>	<p><u>ついて当該非常勤職員がする育児休業の</u> <u>期間の末日とされた日が当該子の1歳到</u> <u>達日後である場合にあっては、当該末日</u> <u>とされた日)において育児休業をしてい</u> <u>る非常勤職員に限る。)</u></p> <p>ウ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末</u> <u>日とする育児休業をしている非常勤職員</u> <u>であつて、当該育児休業に係る子につい</u> <u>て、当該任期が更新され、又は当該任期の</u> <u>満了後に特定職に引き続き採用されるこ</u></p>

改正後	改正前
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を<u>養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)</u> 当該子の1歳6か月到達日</p>	<p><u>とに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を<u>養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)</u>を育児休業の期間の初日とする育</p>

改正後	改正前
<p>ア <u>当該非常勤職員が当該子の1歳到達日</u> <u>(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に</u> <u>該当してする育児休業又は当該非常勤職</u> <u>員の配偶者が同号に掲げる場合若しくは</u> <u>これに相当する場合に該当してする地方</u> <u>等育児休業の期間の末日とされた日が当</u> <u>該子の1歳到達日後である場合にあって</u> <u>は、当該末日とされた日(当該育児休業</u> <u>の期間の末日とされた日と当該地方等育</u> <u>児休業の期間の末日とされた日が異なる</u> <u>ときは、そのいずれかの日)の翌日(当</u> <u>該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれ</u> <u>に相当する場合に該当して地方等育児休</u> <u>業をする場合にあっては、当該地方等育</u> <u>児休業の期間の末日とされた日の翌日以</u> <u>前の日)を育児休業の期間の初日とする</u> <u>育児休業をしようとする場合</u></p> <p>イ 当該子について、当該非常勤職員が当 該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前 号に掲げる場合に該当してする育児休業 の期間の末日とされた日が当該子の1歳 到達日後である場合にあっては、当該末 日とされた日)において育児休業をして いる場合又は当該非常勤職員の配偶者が 当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号 に掲げる場合又はこれに相当する場合に 該当してする地方等育児休業の期間の末 日とされた日が当該子の1歳到達日後で</p>	<p><u>児休業をしようとする場合であって、次に</u> <u>掲げる場合のいずれにも該当するとき</u> 当 該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア 当該子について、当該非常勤職員が当 該子の1歳到達日(当該非常勤職員がす る育児休業の期間の末日とされた日が当 該子の1歳到達日後である場合にあって は、当該末日とされた日)において育児 休業をしている場合又は当該非常勤職員 の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配 偶者がする地方等育児休業の期間の末日 とされた日が当該子の1歳到達日後であ る場合にあっては、当該末日とされた日) において地方等育児休業をしている場合</p>

改正後	改正前
<p>ある場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を<u>養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)</u>とする。</p> <p>(1) <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者が</u></p>	<p>イ (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を<u>養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>この条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日</u>）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p><u>第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権</u></p>

改正後	改正前
<p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) <u>任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p> <p><u>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p><u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短</p>	<p><u>者に申し出た場合に限る。)</u>。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短</p>

改正後	改正前
<p>時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

人事院規則の一部改正に準じ、非常勤職員（会計年度任用職員等）の育児休業の取得要件等を緩和、柔軟化するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 非常勤職員が子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和します。
(第2条関係)
- (2) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得を柔軟化（夫婦交代での取得、特別な事情がある場合の柔軟な取得等）します。
(第2条、第2条の3、第2条の4関係)
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の一部改正に伴い、条の削除または新設をします。
(第2条の5、第3条の2関係)
- (4) 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」を緩和します。
(第3条関係)
- (5) 育児短時間勤務をする職員が承認請求の際、任命権者に申し出る計画書を「育児休業等計画書」から「育児短時間勤務計画書」に改めます。
(第11条関係)
- (6) この条例は、令和4年10月1日から施行します。
(附則第1項関係)
- (7) この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員は、改正前の第3条（第5号に係る部分に限ります。）及び第11条（第6号に係る部分に限ります。）の規定の適用については、なお従前の例によるものとします。
(附則第2項関係)